

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第 24 条、省令第 25 条の 2 及び非常警報設備の基準（昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 6 号。以下「非常警報基準告示」という。）によるほか、次による。

1 非常ベル、自動式サイレン

(1) 主な構成（第 14-1 図参照）

(2) 用語の定義

- ア 「起動装置」とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は操作部に火災である旨の信号を送ることができる発信機をいう。
- イ 「音響装置」とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報を必要な音量で報知することができる装置をいう。
- ウ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- エ 「複合装置」とは、起動装置、表示灯、音響装置それぞれの単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに、非常電源を内蔵したものをいう。
- オ 「操作部」とは、起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。

(3) 機器

- ア 非常警報基準告示に適合するもの又は認定品とする。●
- イ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置する。
- ウ 次の(ア)から(イ)までに掲げる場所に設置する場合は、防爆型、防食型、防雨型とし、又は適当な防護措置を施すこと。
 - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - (イ) 開放型の廊下又は通路（この項において「廊下等」という。）で、雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置

- ア 出入口若しくは階段の出入口の付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設ける。●（第 14-2 図参照）
- イ 操作上支障となる障害物がない箇所に設ける。

(5) 音響装置

- ア 設置場所
 - 第 10 自動火災報知設備第 7(1)を準用する。
- イ 鳴動方式
 - 原則として、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。●

(6) 表示灯

通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設ける。

(7) 操作部

- ア 設置場所
 - (ア) 点検に便利な場所に設ける。
 - (イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、操作部の機能に影響を与える場所に設けてはならない。
 - (イ) 起動装置を設ける操作部は、操作の容易な場所に設ける。
 - (イ) 多回線用の操作部は、防災センター等の常時人のいる場所に設ける。
- イ 機器
 - (ア) 1 回線に接続する表示灯又は音響装置の個数は、各 15 個以下とする。（第 14-3 図参照）
 - (イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないこと。
 - (イ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域（1 回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。）の名称等を適正に記入すること。

(8) 常用電源

第 10 自動火災報知設備第 3(3)を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

- (9) 非常電源及び配線等
- ア 非常電源及び非常電源回路の配線等
第 23 非常電源による。
- イ 配線
電気工作物に係る法令によるほか、次による。
- (ア) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロに掲げる区分鳴動方式の場合
一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設ける。
- (イ) 複合装置を 2 以上設置する場合
常用電源回路及び起動回路の配線は、次の a、b に適合する電線を使用する場合、同一の管、線ぴ若しくはダクト若しくはこれらのボックスその他の付属品又はプルボックスの中に配線して差し支えない。
- a 常用電源回路
600 V ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線
- b 起動回路
耐熱配線
- (ウ) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- (エ) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等とすること。
- (オ) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次による。(第 14-4 図参照)
- a 耐火配線
非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から操作部又は起動装置までの配線
なお、操作部又は起動装置に蓄電池設備が内蔵される場合は、一般配線として差し支えない。
- b 耐熱配線
(a) 操作部から起動装置、音響装置及び表示灯までの配線
(b) 複合装置を 2 以上設置する場合の複合装置間の起動回路の配線(以下「連動用配線」という。)
- (10) 総合操作盤
第 24 総合操作盤による。

2 放送設備

- (1) 主な構成(第 14-5 図参照)
- (2) 用語の定義
第 2 において用いる用語の定義は、次による。
- ア 「増幅器」及び「操作部」(以下「増幅器等」という。)とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信しスイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン、テープレコーダー等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、必要な音量で必要な階に放送するものをいう。
- イ 「非常電話」とは、操作部との間の専用電話(インターホンを含む。)をいう。
- ウ 「遠隔操作器」とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。
- (3) 機器
非常警報基準告示に適合するもの又は認定品とする。●
- (4) 増幅器等
- ア 設置場所
- (ア) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ルに規定する「防災センター等」とは、次の a から d までに掲げる場所をいう。
なお、防災センター等が存しない場合は、常時人がいる火災表示を容易に確認できる場所をいう。
- a 防災センター
b 中央管理室
c 守衛室
d 管理人室
- (イ) 避難階又はその直上階若しくは直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設ける。●ただし、次の a から c までに適合する場合は、この限りでない。
- a 安全に避難できる場所に設ける場合
b 準耐火構造の壁及び床で区画された部分(当該壁に設ける開口部は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

火戸を設けたものに限る。)に設置する場合

- c 壁及び天井（天井がない場合は、屋根）の室内に面する部分の仕上げを避難階に通ずる主たる廊下、階段その他の通路は不燃材料と、当該設置場所は準不燃材料とする場合
- (ウ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、増幅器等の機能に影響を与える場所には設けてはならない。
- (エ) 地震動等による障害がないよう、堅ろうに、かつ、傾きのないように設置する。
- (オ) 操作上又は点検上障害とならないよう、**第14-6図**に示す有効な空間を確保する。●
なお、自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を確保しなくて差し支えない。
また、操作上又は点検上支障とならない場合は、**第14-6図**に示す数値以下とすることができる。

イ 機器

- (ア) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。
- (イ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。▲
- (ウ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、**第14-7図**中の（a式）を満足し、整合（インピーダンスマッチング）したものとする。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いるものは、**第14-7図**中の（b式）によることができる。（**第14-7図**参照）
- (エ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とする放送設備を独立して設ける場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。▲
- (オ) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等を適正に記入すること。

ウ 常用電源

第10 自動火災報知設備第3(3)を準用する。

エ 非常電源

第23 非常電源による。

(5) 遠隔操作器

防火対象物の使用形態から営業時間等の違いにより、防火対象物の関係者が速やかに増幅器等を操作できない場合は、速やかに操作できる場所に遠隔操作器を設けること。▲（例：増幅器等の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合、管理区分が異なる部分に報知する場合）

(6) 報知区域

- ア 報知区域は、原則として階別とする。▲（**第14-8図**参照）
- イ 階段は、居室及び廊下又は通路の部分とは別の報知区域として設定し、かつ、最下階を基準とし、垂直距離45mごとに一報知区域とする。▲ただし、階段室のない階段は、この限りでない。
- ウ エレベーター内は、居室及び廊下又は通路の部分とは別の報知区域として設定する。▲
- エ 劇場等で、階の一部が吹き抜けになり、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合は、当該部分は一の報知区域として差し支えない。（**第14-9図**参照）

(7) 音声警報音

ア 音声警報音のメッセージ

非常警報基準告示第4第3号(3)に規定する「メッセージ」の内容は、次の文例又はこれに準ずる。

(ア) 感知器発報放送（女声）

「ただいま○階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）＋ メッセージ（2回以上繰り返し）

(イ) 火災放送（男声）

「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）＋ メッセージ ＋ 第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）＋ メッセージ ＋ 第2シグナル（ビューッ、ビューッ、ビューッ、（スワイプ音））（以降繰り返し）

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

(ウ) 非火災報放送（女声）

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

第1 シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）＋ メッセージ（2回以上繰り返し）

イ メッセージの内容の特例

(ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により、起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えない。

（参考）感知器発報放送時のメッセージ例（女声）

「ただいま階段（〇〇階段）の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

又は

「ただいま火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、アに定めるメッセージの内容によっては支障が生じるおそれのある場合は、消防本部予防課と協議の上、政令第32条の規定を適用して、メッセージ内容を変更することができる。

(8) 起動方式等

ア 非常警報基準告示第4第4号(2)に掲げる起動方式及び省令第25条の2第2項第3号チに掲げる鳴動方式は、**第14-10図**の例による。

なお、感知器発報放送及び火災放送の鳴動方式は、第10自動火災報知設備第7(3)イ（(イ)を除く。）を準用する。

イ 非常警報基準告示第4第4号(2)イ(ロ)ｃ及びハ(ハ)に規定する「信号」とは、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号をいう。この場合において、当該一定の時間は、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね2分から5分以内とする。●ただし、特段の事情がある場合は、政令第32条の規定を適用して、最大10分以内とすることができる。

なお、防火対象物の規模等により、全館一斉の火災放送の移行時間を設けない取り扱いとしても差し支えない。

(9) 緊急地震速報

非常警報基準告示第4第1号(5)に掲げる放送の例は、**第14-11図**のとおり。

(10) スピーカー

ア 設置場所

(ア) スピーカーの設置場所は、第10自動火災報知設備第7(1)（キを除く。）を準用する。

(イ) エレベーターを設置する防火対象物は、エレベーター内にスピーカーを設ける。▲

イ 機器

高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応するものであること。

(11) 放送区域

ア 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)に規定する「放送区域」は、次のとおり。

(ア) 部屋の間仕切壁は、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式のものが移動式のものにかかわらず、壁として取り扱う。

(イ) 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)かっこ書きに規定する「障子、ふすま等遮音性の著しく低いもの」とは、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものをいう。

(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画するものとして取り扱う。

イ 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)の規定の適用について、スピーカーを設置しない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置する。（**第14-12図**参照）

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

ウ 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)に規定する「居室」とは、建基法第 2 条第 4 号に規定する「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」をいう。

エ 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)ただし書の例は、次の(ア)、(イ)のとおり。

(ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合（第 14-13 図参照）

(イ) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第 14-14 図参照）

オ 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ハ)の規定の適用について、階段室のない階段は、当該階段部分が同号ロ(ロ)のスピーカーで有効に包含される場合は、階段部分に設けなくても差し支えない。（第 14-15 図参照）

(12) スピーカーの性能に応じた設置

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の技術上の運用及び具体的な設置例は、別記「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」による。

なお、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」は、設計時の参考とするための一般的なケースにおける数値（スピーカーの指向係数、吸音率等）が示されているが、個別の計画に応じた数値が明らかとなる場合は、当該数値による。

(13) 複数回線化

複数回線化（一の階に一のスピーカー回路である場合、万一出火場所付近のスピーカー又は配線が燃焼し、短絡することにより、当該階の放送がすべて停止することがないように、一の階に複数のスピーカー回路を配線することをいう。）は、次による。▲

ア 適用範囲

(ア) (5)項、(6)項及び(16)項（(5)項及び(6)項の用途に供する部分に限る。）の用途に供するもの。

(イ) (ア)以外の防火対象物又はその階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの（省令第 13 条第 3 項各号の規定により、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分を除く。）

イ 複数回線化の方法

次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法による。

(ア) あらかじめ、2 以上のスピーカー回路により構成する方法

(イ) 回路分割装置により 1 のスピーカー回路を 2 以上に分割する方法

ウ 配線方法

次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法による。（第 14-16 図参照）

(ア) 隣接するスピーカーを別回路とする方法

なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置する。

(イ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

エ 回路分割装置

次に適合するものとする。

(ア) 機器

a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置を講じること。

b 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示は、分割された個々の回路ごとに表示すること。

c 当該放送設備の性能特性に適合すること。

(イ) 設置位置

a 原則として、階ごとに設置する。

b 防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講じること。

なお、回路分割装置の外箱が不燃性の素材で造られるものは、不燃性のボックスと同等として取り扱って差し支えない。

c 点検に支障のない場所に設ける。

(ウ) 短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路のすべてが短絡した場合、操作部でその旨確認できること。

(14) 起動装置

省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号ただし書きに規定する「起動装置を非常電話とする場合」を除き、自動火災報知設備と放送設備を連動する場合は、起動装置を省略することができる。

ア 押しボタンスイッチ

設置場所は、第 1 (4)を準用する。

イ 非常電話装置

感知器等規格省令第 2 条第 22 号に規定する「T 型発信機」を設置した場合、非常電話と同等のものとみなす。

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

(ア) 設置位置

a 操作部（親機）

- (a) 防災センター等の常時人のいる場所に設ける。
- (b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれの機能操作が有効に行える位置に設ける。▲
- (c) 制御部（電話交換機部分）と操作部を分割するものは、原則として同一室内に設ける。▲

b 非常電話機（子機）

- (a) 非常用エレベーター乗降ロビー、特別避難階段の付室、階段の付近又は廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設ける。●
- (b) 操作上支障となる障害物のない箇所に設ける。

(イ) 機器

- a 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部へ発信を行うものであること。
- b 業務用電話と兼用するものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。
- c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
- d 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。
- e 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。
- f 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。
- g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。
- h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ 0.8 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。
- i 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(15) 表示灯

第 1(6)を準用する。

(16) 相互通話設備

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備」は、次による。

ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の直近で、当該機器の操作に有効な位置とする。
- (イ) 床面から高さ 0.8m（いすに座って操作するものにあつては 0.6m）以上 1.5m以下の箇所に設ける。
- (ウ) 相互通話設備として、次の a から d までのいずれかの設備を設けること。
 - a インターホン
 - b 非常電話
 - c 発信機（P 型 1 級、T 型）
 - d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器

- (ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なるものであること。▲
- (イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置を設けるものは、当該表示が有効に点灯すること。▲
- (ウ) 常用電源
 - 第 10 自動火災報知設備第 3(3)を準用する。▲

(17) 配線

- ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合は、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とする。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とする。
- イ 遠隔操作器のみが防災センター等に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とする。
- ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設ける。
- エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続される方式とする。▲
- オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線は、当該回路に異常がある場合に

第4章 消防用設備等の技術基準

第14 非常警報設備

は、業務用の放送等が停止される方式とする。▲

なお、ここでいう「制御配線」とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

カ 電線の接続等は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等とする。

キ 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次による。（第 14-17 図参照）

(ア) 耐火配線

非常電源（非常電源専用受電設備又は蓄電池設備）から増幅器等までの配線（増幅器等に蓄電池が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。）

(イ) 耐熱配線

- a 増幅器等からスピーカーまでの配線
- b 増幅器等から遠隔操作器までの配線
- c 増幅器等から表示灯及び起動装置までの配線

(18) 誘導音装置付誘導灯の取扱い

第 16 誘導灯第 2 (12)によるほか、次による。

ア 誘導音の発生は、第 16 誘導灯第 2 (12)エによるものとし、原則として、放送設備の感知器発報放送又は火災放送と同時に開始すること。

イ 誘導音の音圧レベルは、当該装置の中心から 1 m 離れた位置で 70dB となるよう調整すること。▲

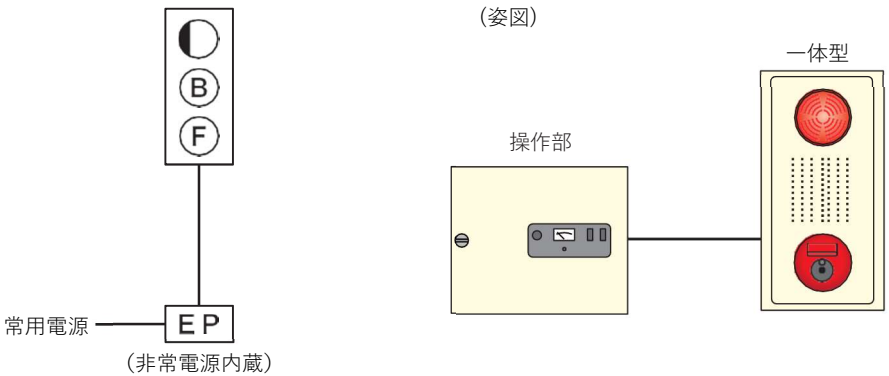
ウ 誘導音装置付誘導灯は、点滅型とすること。▲

(19) 総合操作盤

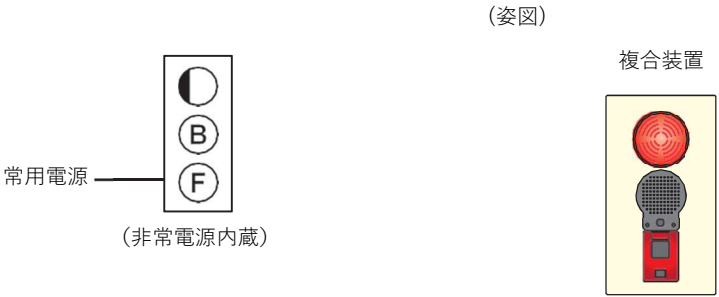
第 24 総合操作盤による。

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

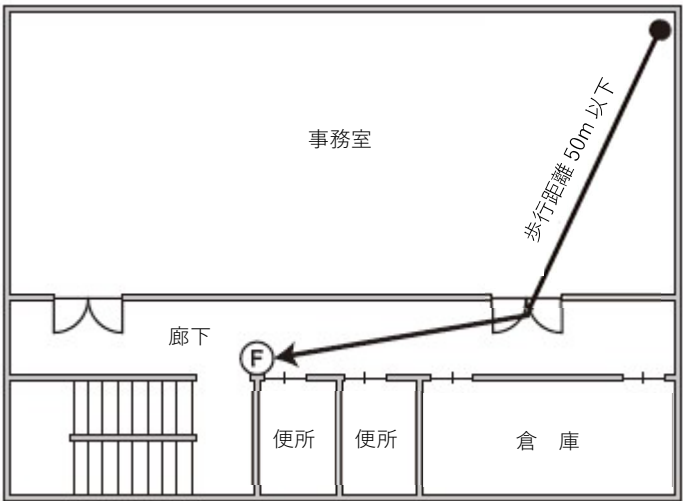
(その2) 一体型



(その3) 複合装置

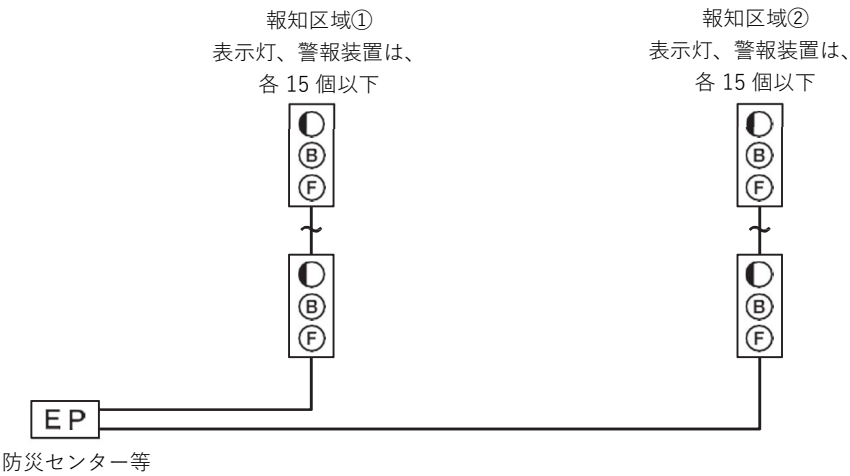


第 14- 1 図

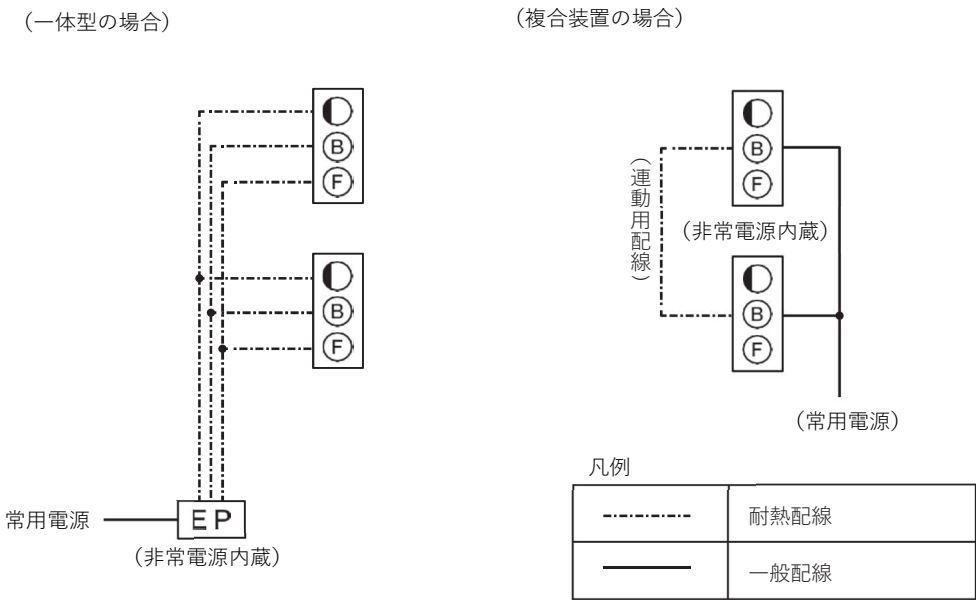


第 14- 2 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備



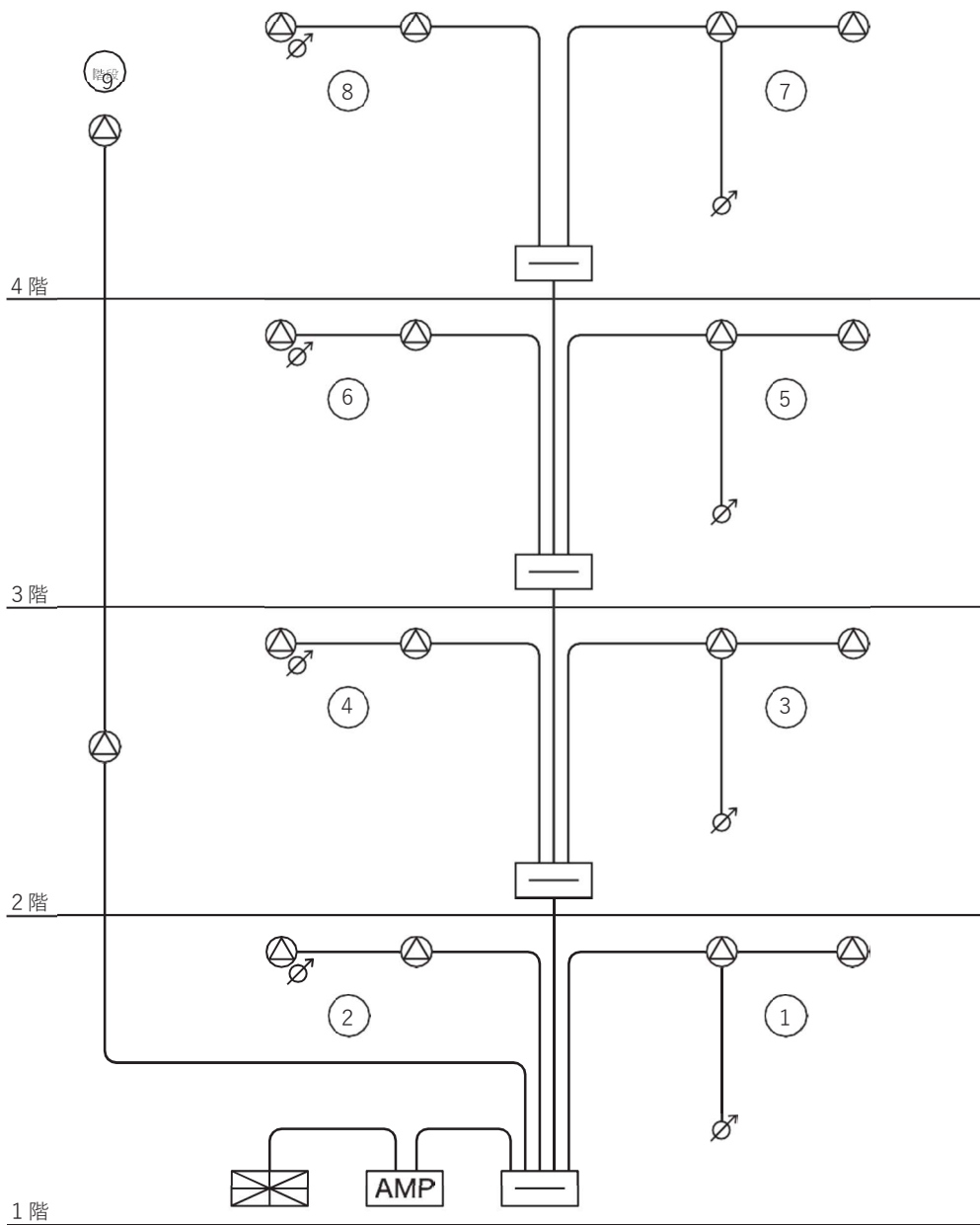
第 14- 3 図



第 14- 4 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

(1) 主な構成（第 14-5 図参照）

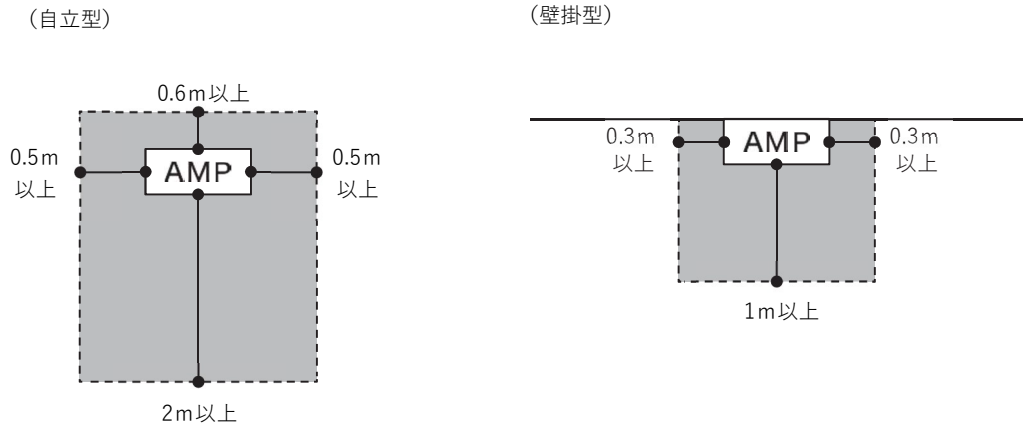


凡例

	増幅器等		音量調節器
	端子盤		報知区域
	スピーカー		自動火災報知設備受信機

第 14-5 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備



第 14- 6 図

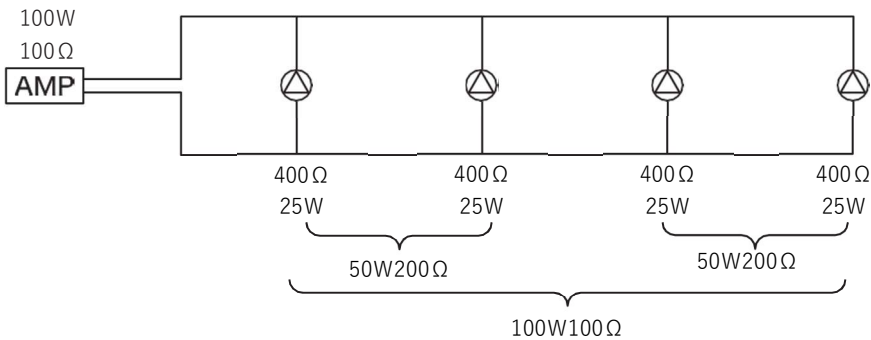
(a 式)

$$P \geq \frac{E^2}{Z}$$

P：増幅器の定格出力 (W)
E：スピーカーの回路電圧 (V)
Z：スピーカー等の合成インピーダンス (Ω)

○スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式
(並列接続の場合)

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$



(直列接続の場合)

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

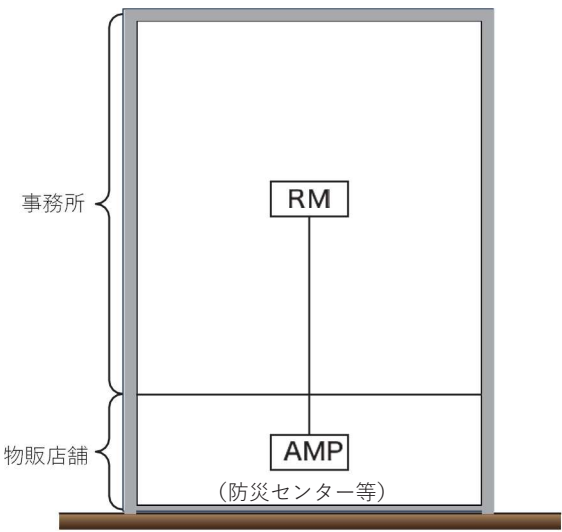
(b 式)

$$P \geq S$$

S：スピーカーの定格入力合計

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

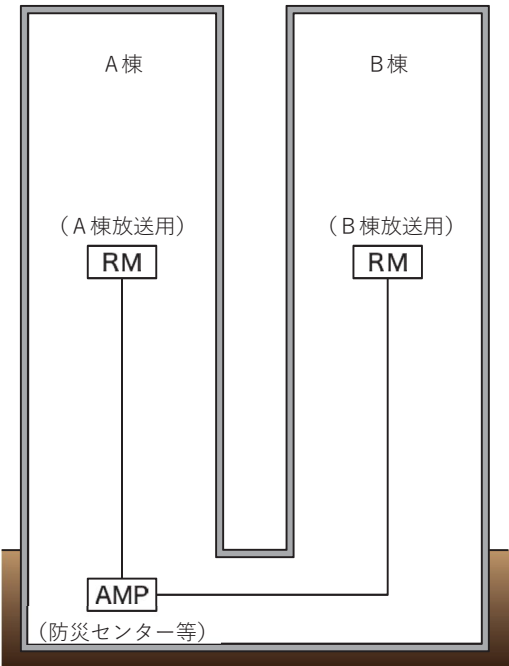
(管理区分又は異なる一の防火対象物の例 (ｱ)関係)



凡例

AMP	増幅器等（全館放送用）
R M	遠隔操作器（事務所内放送用）

(避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合の例 (ｲ)関係)

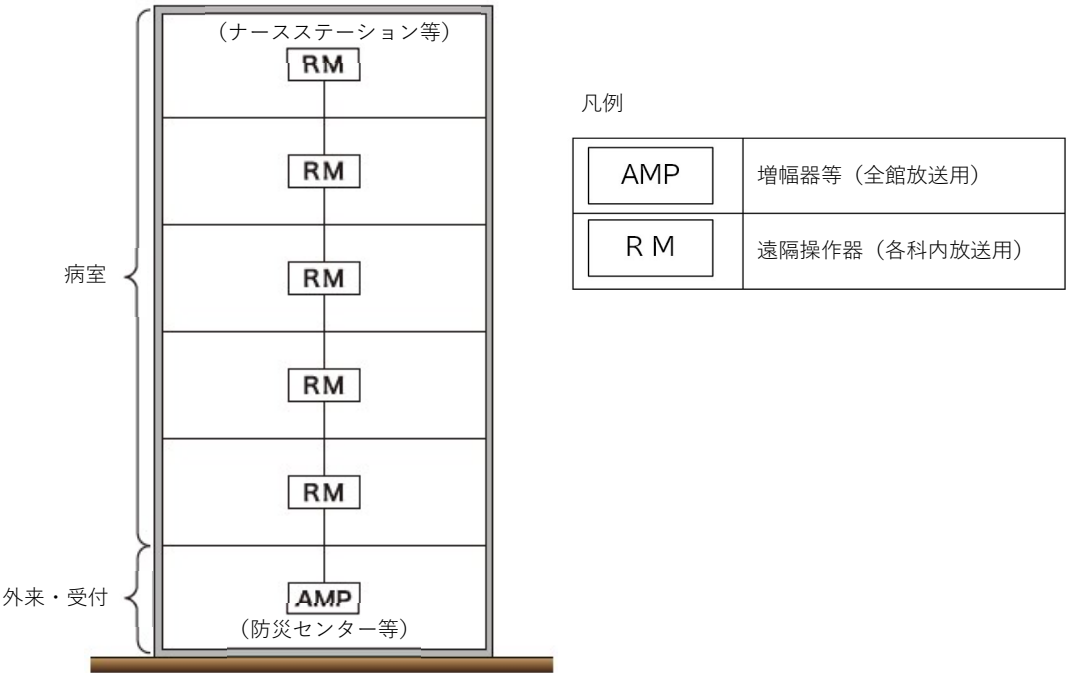


凡

AMP	増幅器等（全館放送
R M	遠隔操作器（各棟放送用）

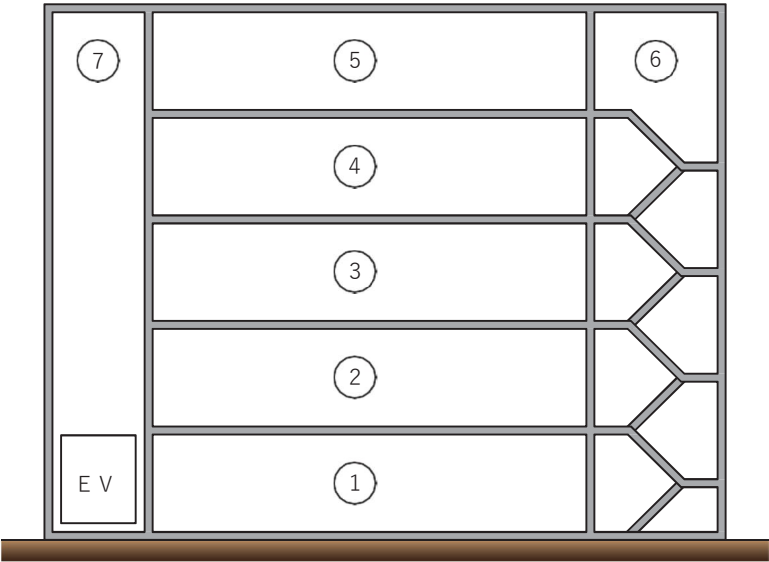
第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

(一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合の例 (ウ)関係)



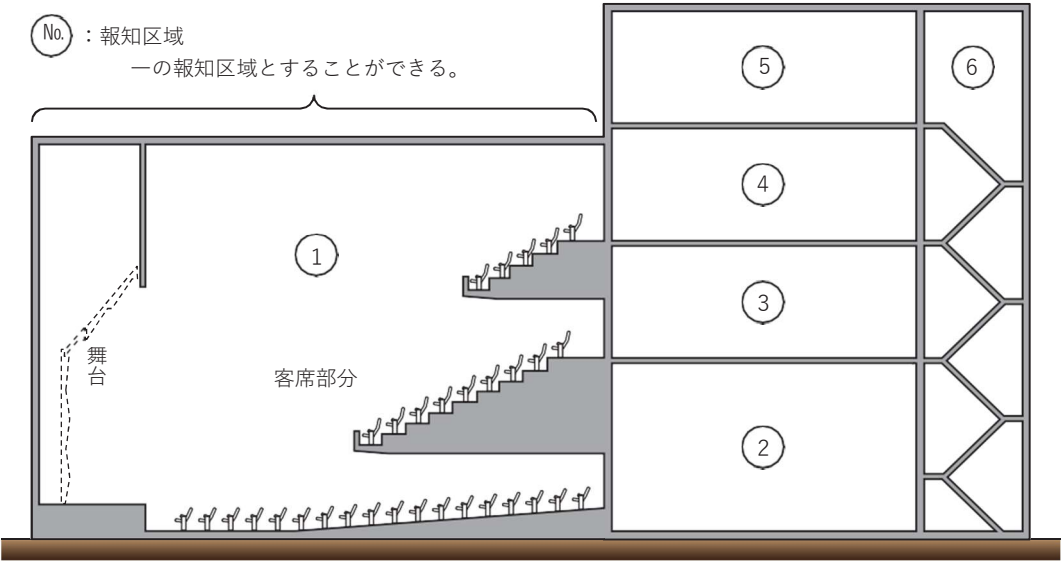
第 14- 7 図

⑦: 報知区域



第 14- 8 図

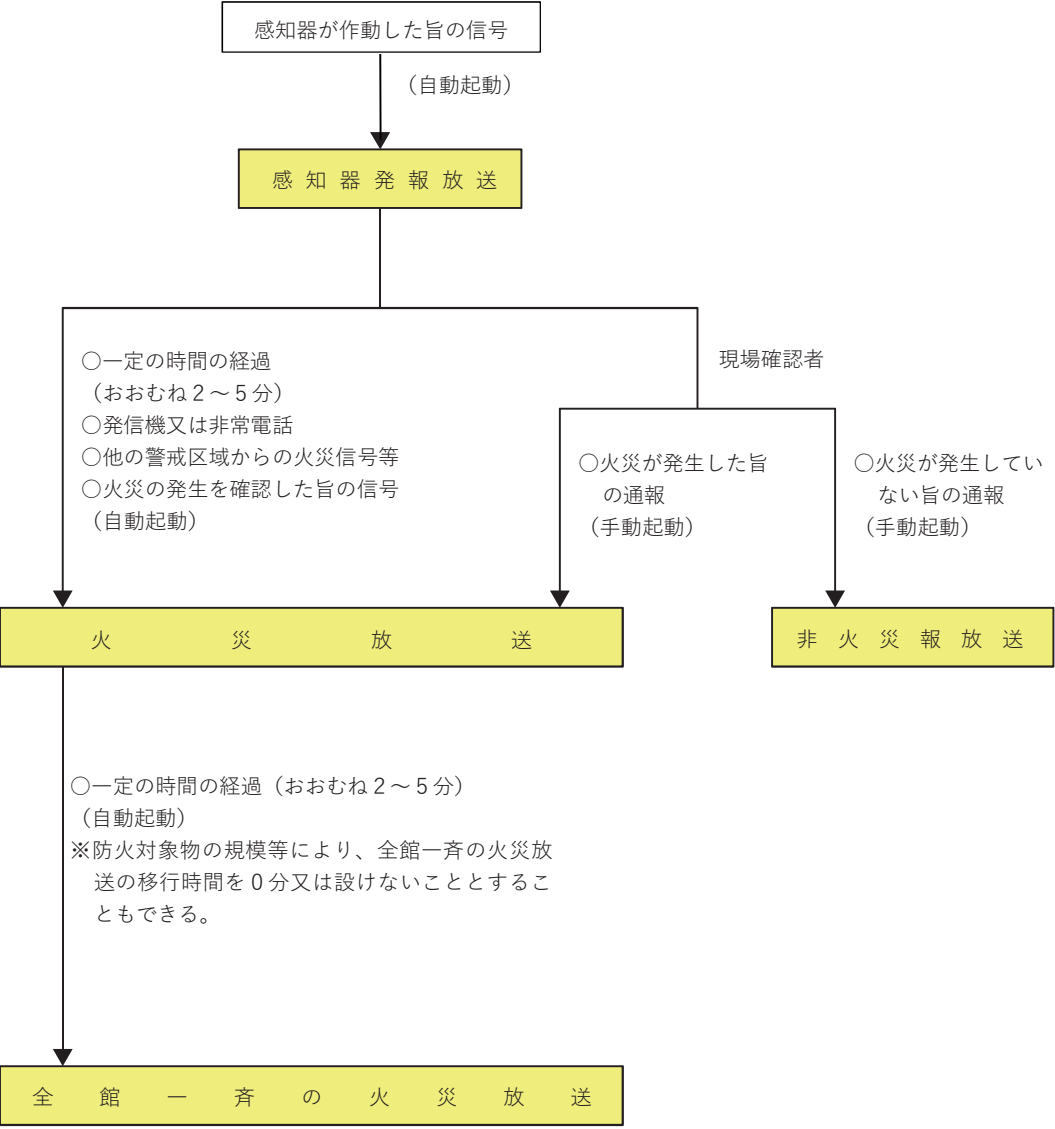
第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備



第 14-9 図

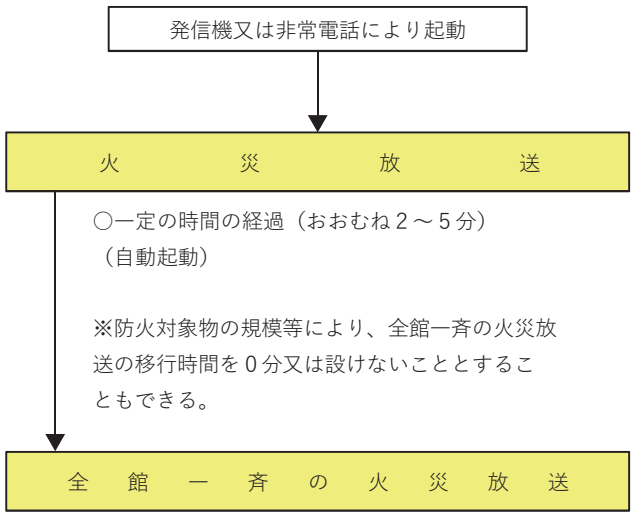
第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

（自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号を含む。）により起動した場合）

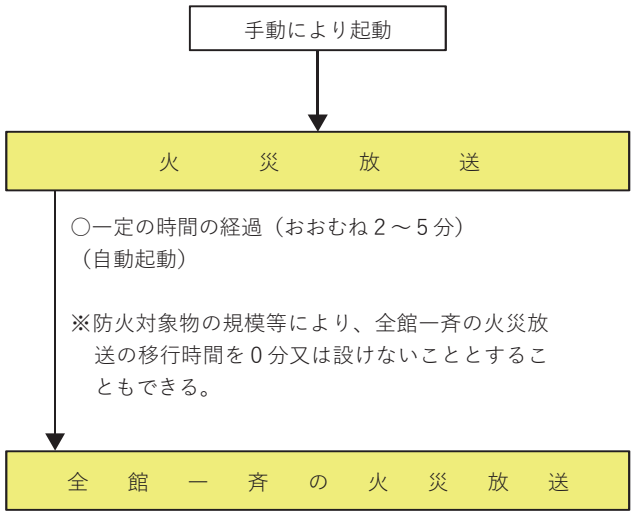


第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

(発信機又は非常電話により起動した場合)

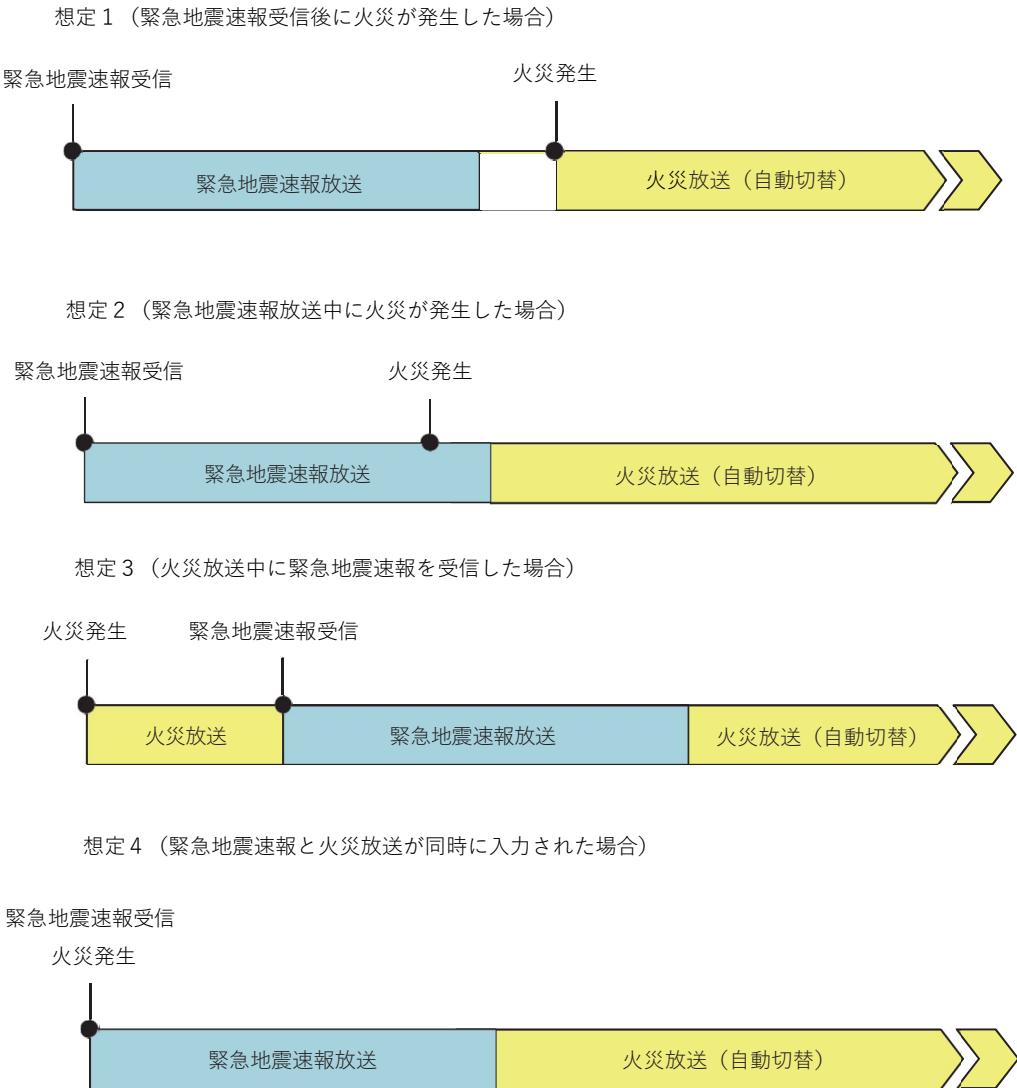


(手動により起動する場合)



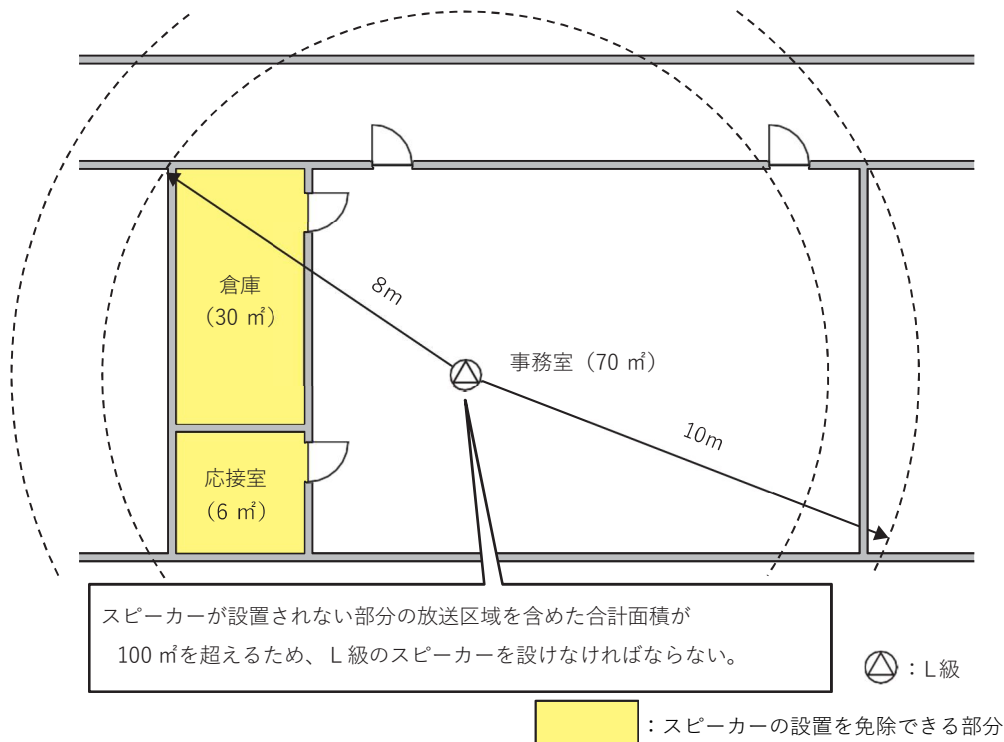
第 14-10 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備



第 14-11 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

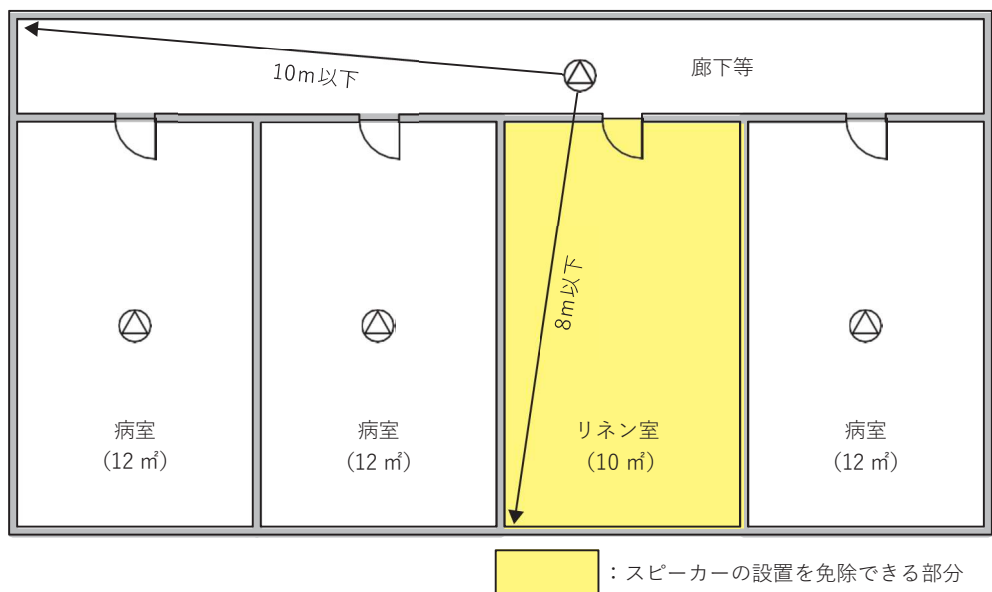


(参考) 第 14-12 図

スピーカーの種別	放送区域の大きさ
L 級	100m ² を超える
L 級又はM級	50m ² を超え 100m ² 以下

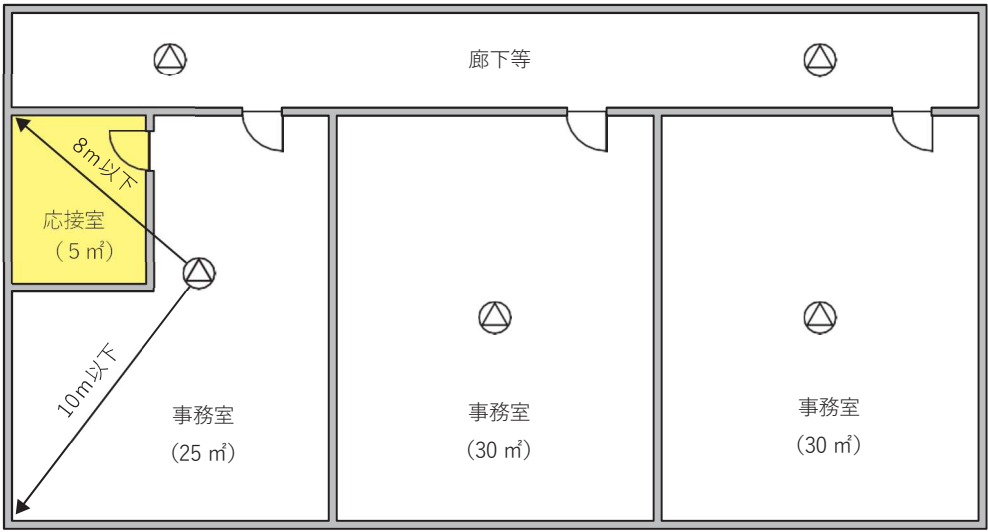
L 級、M 級又は S 級

50m²以下



第 14-13 図

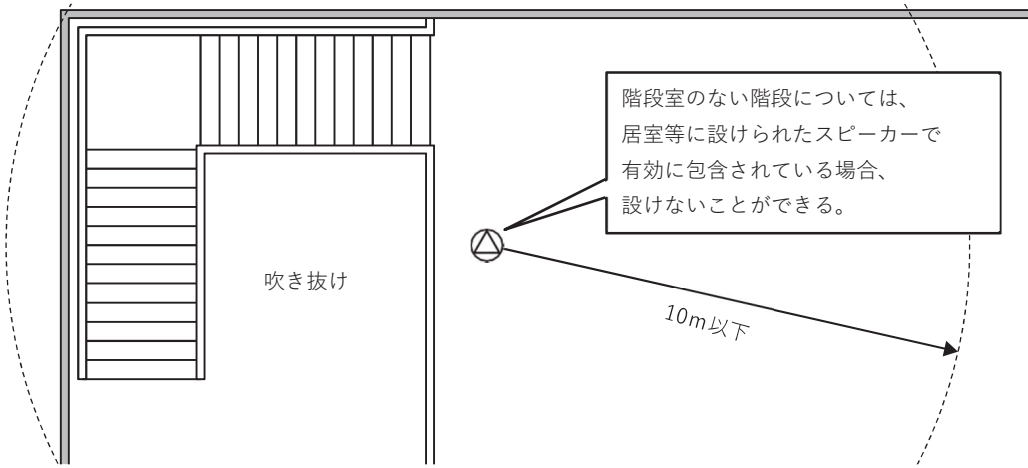
第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備



：スピーカーの設置を免除できる部分

第 14-14 図

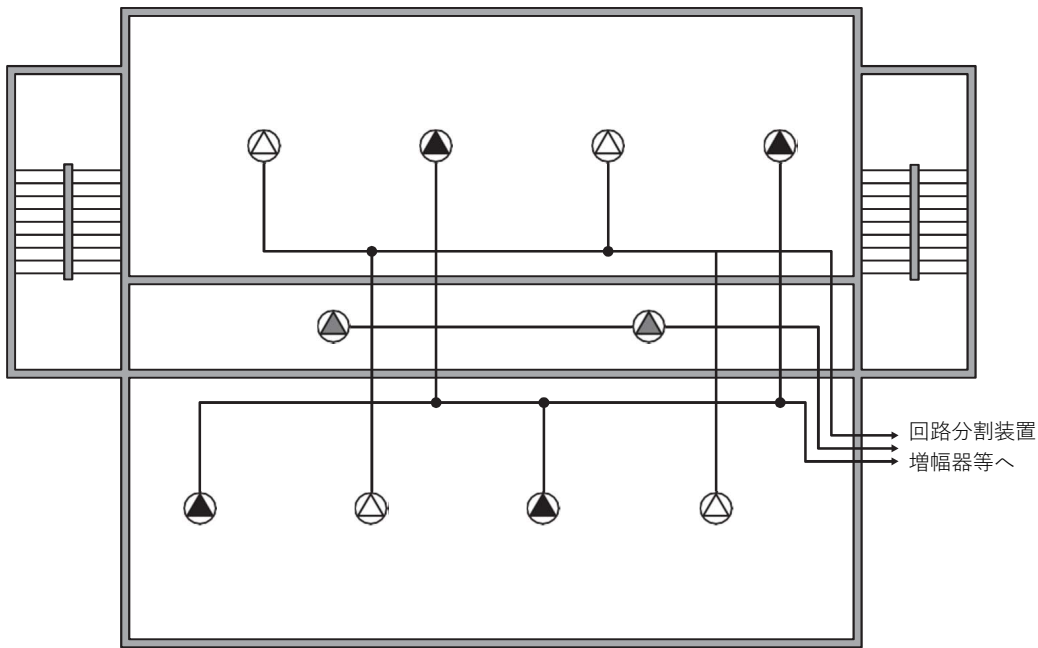
※ただし、隣接スピーカーが免除できる部分へ通じている場合に限る。



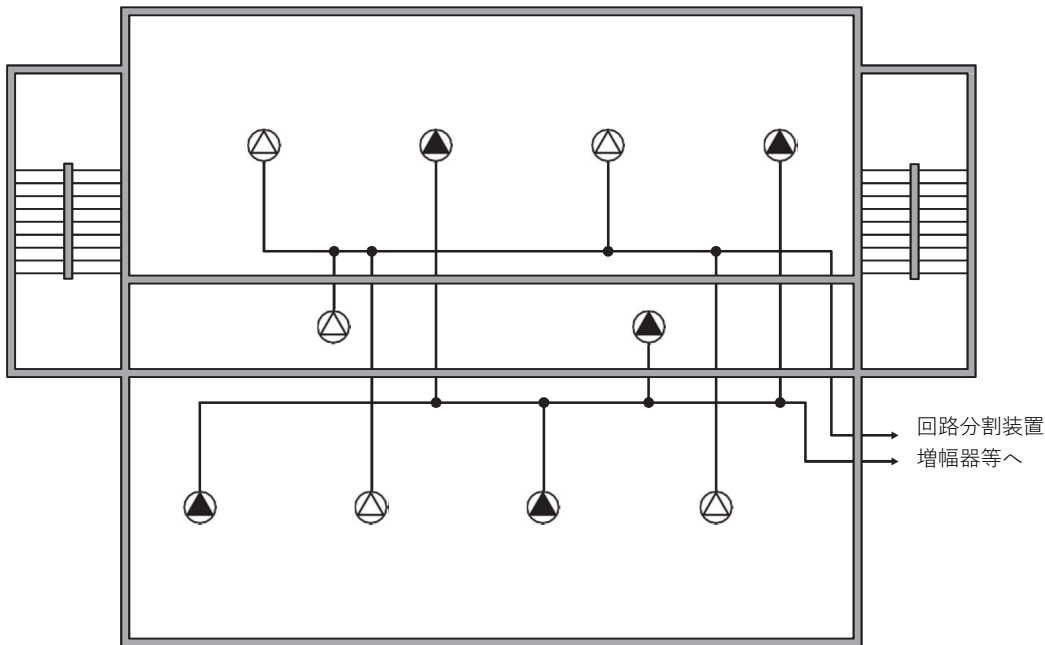
第 14-15 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

(その1) 隣接するスピーカーを複数回線化し、一報知区域を3分割した例

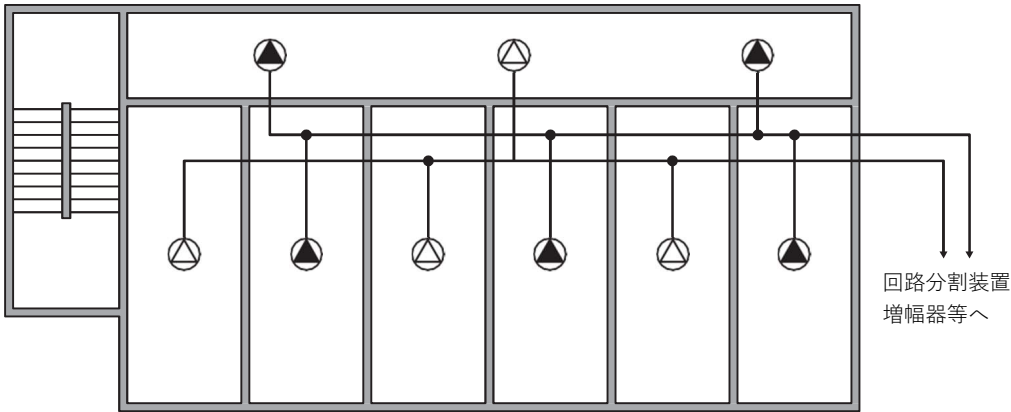


(その2) 隣接するスピーカーを複数回線化した例

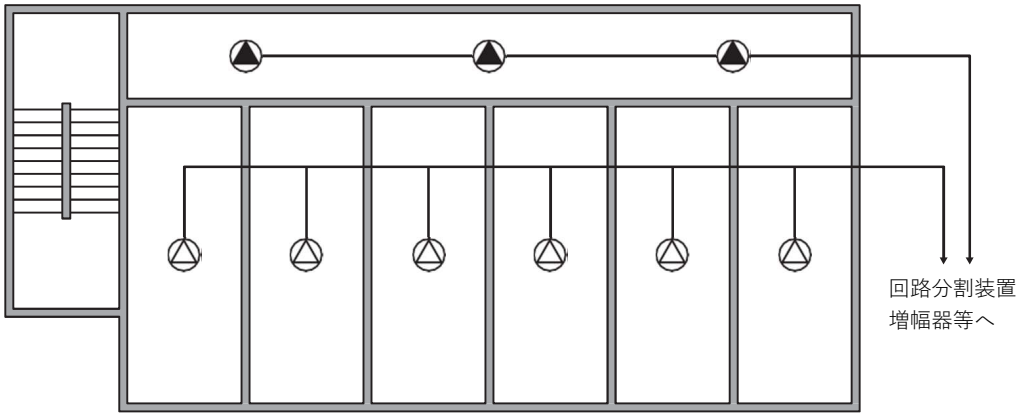


第4章 消防用設備等の技術基準
第14 非常警報設備

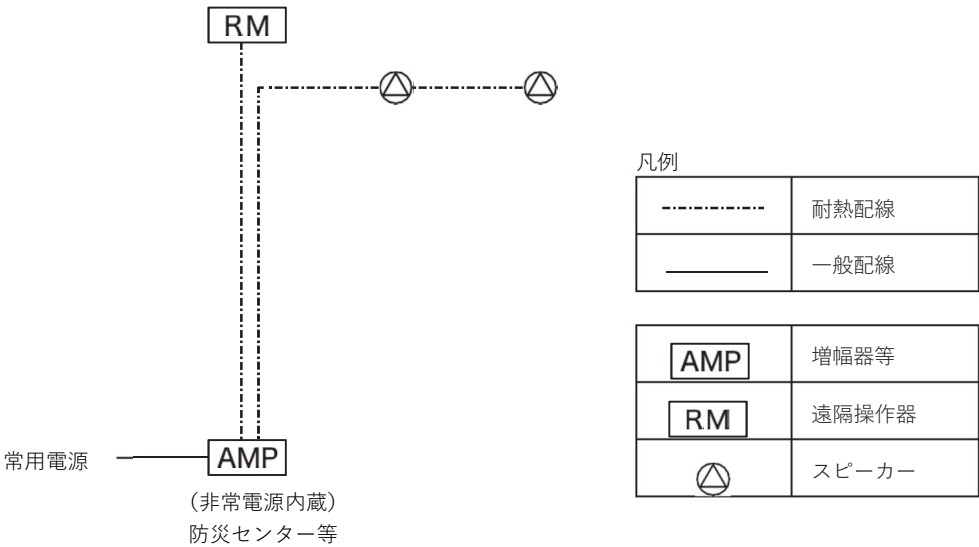
(その3) 隣接するスピーカーを複数回線化した例



(その4) 居室と共用部分を複数回線化した例



第 14-16 図



第 14-17 図